

論点整理（第一次取りまとめの骨子）（たたき台）  
（項目のみ）

（第3回会議までの検討状況に基づく）

**第1 はじめに**

**第2 検討の経過**

**第3 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について**

1 司法修習生に対する経済的支援の在り方について

- (1) 司法修習の意義と経済的支援の必要性
- (2) 経済的支援の在り方

2 貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の内容について

- (1) 低収入・低所得者に対する措置
- (2) その他の措置の要否

**第4 法曹の養成に関する制度の在り方について**

1 報告の概要

2 議論の状況について

3 検討の方向性

論点整理（第一次取りまとめの骨子）（たたき台）  
（第3回会議までの検討状況に基づく）

**第1 はじめに**

- フォーラムの発足に至る経緯
  - ・ 平成22年7月6日付け「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果（取りまとめ）
  - ・ 平成22年11月24日付け衆議院法務委員会決議

**第2 検討の経過**

- 第一次取りまとめに至るまでのフォーラムにおける検討の経過
- 「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」の実施

**第3 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について**

1 司法修習生に対する経済的支援の在り方について

(1) 司法修習の意義と経済的支援の必要性

司法修習は法曹養成の不可欠のプロセスであり、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保し、修習に専念し得るようにするため、経済的支援を行う必要がある。

(2) 経済的支援の在り方

ア 貸与制導入の経緯、趣旨とその概要

（経緯）

- ・ 従来、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるようにするための一つの方策として、給費制が採用。
- ・ 司法制度改革における検討を経て、平成16年12月、裁判所法改正により貸与制を導入。
- ・ 裁判所法改正法は平成22年11月1日にいったん施行されたが、同月26日、議員立法により、施行が1年間停止された。

（趣旨）

- ・ ①新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上での合理的な国民負担（財政負担）を図る必要、②給費制創設当初と比較して司法修習生が大幅に増加、新たな法曹養成制度の整備に当たり司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要、③公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは異例、等の点。

（内容）

- ・ ①資力要件なし、無利息、②貸与額は23万円（基本額）、③

修習期間終了後5年間据置き、その後10年以内の分割返還。

イ 給費制を維持すべきとの意見（貸与制導入に支障があるとの意見）の理由

①貸与制導入による経済的負担の増大により、資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれ、②貸与制導入による経済的負担の増大により法曹志願者減少を拡大させるおそれ、③給費制が、弁護士の公共心や強い使命感の醸成を制度的に担保、④給費は、司法修習生に対する制約の代償、司法修習の実態は労働に近い、等の点。

ウ 本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果

- 弁護士6年目の平成22年分所得額  
     平均値：1073万円 中央値 957万円
- 弁護士6年目から15年目までの平成22年所得額分布  
     600万円以上：79%  
     (200万円未満：5.5%, 200万円以上400万円未満：6.7%)
- 法科大学院・大学時代の奨学金  
     利用率：48.3%  
     利用者の合計平均額：347万円  
     毎月の合計返還額：2万1000円

エ 意見交換により示された方向性

- ・ 貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置を検討する。
- ・ 貸与制を基本とする主な理由
  - ① 貸与制は、司法制度改革全体の制度整備の中で、議論を経て導入が決定されたものであり、その方針を維持すべき。
  - ② 貸与条件は一般の制度に比べ有利。貸与制は修習専念義務に配慮された内容となっている。
  - ③ 経済状況調査の結果からすると、返還は十分可能であり、一律に給費制を維持することは国民の理解が得られない。
  - ④ 貸与制では、修習期間中の生活資金は貸与し、返還も十分可能であるから、資力に乏しい者が法曹になる障害にはならない。
  - ⑤ 法曹志願者減少について貸与制の影響は小さい。弁護士の所得が減少しているとしても、給費制は問題解決にならない。近年における所得の減少は、弁護士のみならず国民一般についていえること。
  - ⑥ 司法試験合格者数の目標は未達成であり、弁護士の職域拡大も不十分であるから、貸与制の前提を欠くとの指摘もあるが、貸与制は、司法制度改革全体の財政負担を考慮して導入が決定されたもの。また、現在の合格者数を所与の前提として議論す

るのは不適切。

⑦ 弁護士の公共心の醸成は、修習期間中の給与の問題ではなく、教育の問題。

⑧ 司法修習は、司法修習生のための研修であって、労働ではなく、給与の支払いは必然ではない。

・ なお、（貸与制に移行するとしても、）本問題については法曹養成制度全体との関連性に留意すべきとの意見あり。

## 2 貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の内容について

### (1) 低収入・低所得者に対する措置

#### ア 措置の必要性

貸与制の導入が法曹志願者に対する心理的ハードルにならないよう、低収入・低所得者に対する支援姿勢を示す必要がある。

#### イ 措置の対象者

#### ウ 措置の具体的内容

### (2) その他の措置の要否

#### ア 公益的な活動を促進するための措置

#### イ 貸与された修習資金の返還以外の若手弁護士に対する負担軽減措置等

## 第4 法曹の養成に関する制度の在り方について

### 1 報告の概要

○ 法曹の養成に関する制度の在り方について、フォーラムの検討の進め方においては、第一次報告までに可能な限り検討し、その後も引き続き検討を行うとされたことから、現段階までの議論の状況を紹介し、今後の検討の進め方を示すこととする。

### 2 議論の状況について

○ 委員からは、法曹の養成に関する制度の在り方に関して、主に次のような事項に関する意見が出たところ。

- ・ 新しい時代の法曹像
- ・ 法曹有資格者の活動領域の在り方
- ・ 法曹養成制度の在り方 等

### 3 検討の方向性

○ 上記議論の状況を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方を更に検討する。